

事務連絡  
平成28年4月28日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

保険者努力支援制度における評価指標の候補に係るQ&Aの送付について

「保険者努力支援制度における評価指標の候補の提示について」（平成28年4月28日付け保国発0428第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「本通知」という。）を通知したところですが、本通知に係るQ&Aを別添のとおりまとめましたので、内容について御了知いただき、貴管内保険者への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

## 保険者努力支援制度における評価指標の候補に係るQ&A

### 【総論】

問1 「特別調整交付金の算定に際し、保険者努力支援制度の趣旨を前倒しで反映する」とは具体的にはどのような仕組みとなるのか。また、平成28年度の前倒し分の特別調整交付金の交付の総額如何。

(答) 本年秋を目途に発出する特別調整交付金の交付基準に今般の指標を記載した上で、各市町村からの申請に基づき、交付を行うこととしております。具体的には保険者ごとに一律の基礎点を設け、指標ごとに点数を加算します。その点数に被保険者数を乗じて決定する点数に応じて、交付金を按分することを想定しております。交付金の総額については、既存の特別調整交付金の基準・規模を考慮しつつ、引き続き、検討してまいりたいと考えております。

問2 例えば、特定健診の受診率に係る①から④までの指標のように、段階的な基準については、①から④までの指標ごとに特別調整交付金の配分の仕方が異なるのか。

(答) 御指摘のような指標については、指標ごとに配分の仕方を変える予定ですが、具体的には、引き続き検討を行い、本年秋を目途に特別調整交付金の交付基準等に係る通知においてお示しする予定です。

問3 今般の通知に係る特別調整交付金の申請方法如何。

(答) 現行の特別調整交付金の申請方法と同様に、年末を目途に、各指標に係る取組の実績について申請していただくこととなりますが、具体的には、引き続き検討を行い、本年秋を目途に特別調整交付金の交付基準等に係る通知においてお示しする予定です。

問4 各指標に係る取組の実績を報告するに当たり、必要なデータは各保険者が自ら算出しなければならないのか。

(答) お見込みのとおり。なお、各指標の数値目標等については、厚生労働省において実施している既存の各種調査のデータを用いているため、算出に当たっては当該調査を参照してください。

問5 取組の有無が指標とされているものについて、年度途中から開始した取組についても評価されるのか。

(答) お見込みのとおり。

問6 特定健康診査以外の健康診査や広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組については、各市町村の国保担当部署以外の部署における取組も評価の対象となるのか。

(答) 各市町村の国保担当部署以外の部署における取組も評価の対象となります。

当該取組については、国保被保険者だけを対象とするものではありませんが、国保としても促進すべき取組であり、市町村一体となった取組を促進することで、結果として国保被保険者の予防・健康づくり及び将来の国保の負担軽減に資することになると考えております。

また、保険者努力支援制度は取組の経費を補填する形ではなく、その成果を評価することとしているため、市町村における取組の成果を同じ市町村での国保の取組として評価することは可能であると考えています。加えて、国保の被保険者のみに着目してがん検診等の受診率を出すことが難しいことも理由の一つです。

#### 【保険者共通の指標について】

##### <1 特定健康診査・特定保健指導等>

問7 特定健康診査の受診率に係る指標と特定保健指導の受診率に係る指標において、前年度と比較した受診率の向上について数値目標が異なるのはなぜか。

(答) 受診率の向上については前年度と前々年度の実績を比べ、達成することができる自治体数が百から数百になるように設定しています。各指標によって受診率の伸びにバラつきがあるため、受診率の向上についての割合に差が生じています。

問8 特定健康診査・特定保健指導の受診率に係る指標の数値目標はどのように算出したのか。

(答) NDBから市町村別の特定健康診査・特定保健指導の受診率を抽出し、そのデータを元に算出しています。

問9 特定健康指導の受診率に係る指標②や③などについては、全自治体の当該年度の上位3割に入っていないくても、各指標において示されている受診率 44.1%や 38.4%を達成していれば評価されるという理解で良いか

(答) お見込みのとおり。

## <2 特定健康診査以外の健康診査等>

問 10 がん検診の受診率に係る指標の数値目標はどのように算出したのか。

(答) 「地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)」から集計した市町村別の各種がん検診の受診者数を「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)」の市町村別の人口で除し、市町村別のがん検診の受診率を算出しています。

## <3 糖尿病等の重症化予防の取組>

問 11 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の策定について(依頼)(平成28年4月20日付け保険局長通知)が発出されたところであるが、糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況に係る指標は同通知の条件を満たす取組を実施していなければ、指標における要件を満たすこととならないのか。

(答) 糖尿病性腎症重症化予防プログラムと評価指標の関係については、評価指標に示した基準の方が広い範囲であり、プログラムに該当せずとも基準を満たせば評価することとしております。

## <6 後発医薬品の使用促進に関する取組>

問 12 後発医薬品の使用割合に係る指標の数値目標はどのように算出したのか。

(答) 「調剤医療費(電算処理分)の動向(厚生労働省)」から集計した市町村別の後発医薬品の使用割合をもとに算出しています。

## 【国保固有の指標について】

問 13 保険料(税)収納率についてのみ被保険者数により区分が分かっているのはなぜか。

(答) 保険料の収納率については、市町村の規模ごとの差が大きいため、収納率向上に関する取組実施状況に係る指標は被保険者数の規模により区分けしております。

問 14 保険料(税)収納率に係る指標の数値目標はどのように算出したのか。

(答) 「国民健康保険事業年報」から規模別の市町村ごとに保険料(税)の収納率を集計し、算出しています。

【その他】

問 15 平成 28 年度から特別調整交付金の一部に前倒しで反映される仕組みについては市町村のみを対象とし、都道府県は対象とならないのか。

(答) 貴見のとおり。保険者努力支援制度による交付金を都道府県に交付するのは平成 30 年度からです。

問 16 今般の指標の中には、特別調整交付金の経営努力分の指標と重複するものもあるが、経営努力分の評価に当たっては、今般の指標を除いて評価する必要はあるのか。

(答) 保険者努力支援制度の指標と特別調整交付金の経営努力分の指標とで重複する部分については、今後、整理をした上で、本年秋を目途に特別調整交付金の交付基準等に係る通知においてお示しする予定です。